

平成 28 年 7 月 8 日

小城市長 江里口 秀次 様

第 2 次小城市総合計画について(答申)

小城市総合計画審議会

会 長 吉岡 剛彦



小城市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、平成 26 年 9 月 29 日付け小企第 142 号をもって諮問された第 2 次小城市総合計画について、本審議会では慎重に調査し、審議を重ねた結果、以下のとおり答申いたします。

【内容】

- (1)はじめに——「市民目線」による審議
- (2)各政策分野における審議の要点
- (3)おわりに——「まちづくり市民会議」の意義

(1)はじめに——「市民目線」による審議

本審議会では、一昨年(平成 26 年)秋口より審議を開始し、昨春(平成 27 年 3 月)までに「誇郷幸輝」を本市の今後 9 年間の将来像として掲げる「基本構想」をすでに市長に対して中間答申をいたしました(同年 4 月 28 日)。基本構想では、この将来像を実現させるために、すなわち、小城市を〈人びとの幸せな笑顔が輝く、誇りあるふるさと〉とするために、10 の政策分野のそれぞれにおいて目指されるべき理念(キャッチフレーズ)もあわせて示したところです。このたび、それらの各政策に対応する 29 施策とそれを推進していくための 4 施策の計 33 施策を盛り込んだ「基本計画」について、本審議会における慎重なる討議を経て、答申の運びに至ったものであります。

本審議会では、本年(平成 28 年)4 月半ばより基本計画案の実質的な検討を始め、6 月上旬までの 2 ヶ月ほどの期間に 6 回の会議をもって、精力的に協議を重ねました。本審議会には、おのこの多様な分野で活躍しているメンバーが審議委員として参集しました。そうした委員構成を活かし、提示された基本計画案に対して多角的な観点から種々の吟味を行いました。会議には、各施策の立案・実行を担当する関係部署から市職員のみなさんにも臨席いただき、施策案の意図や内容、その背景事情等について詳細な説明をいただきました。担当部署と審議委員との質疑応答は時として非常に熱を帯び、会議の予定時間を超過して続いた場面も多々ありました。さらに、審議会では、担当部署から示された当初の原案をそのまま承認したケースは極めて少なく、ほとんどの施策案について、いったん持ち帰った上での再検討と再提案を要請し、あらためて審議会において再審議するという手順を踏みました。

今回の総合計画について討議するに当たり、本審議会の委員が、暗黙裡にコンセンサス(共通了解事項)としていたのは、実に「市民目線」によって検討を加える」という一事であったといえます。まず、①一市民の立場から計画中の各施策を読んだときに、その目的と内容を充分に理解できる分かりやすい言葉づかいがなされているかどうか。たとえ行政内部ではすでに流通・定着している用語であっても、市井の人びとが一読して分かりにくいと思われるものについては、別の言葉への置き換えや、欄外に用語解説を付すように依頼しました。また、②今般の総合計画における重要なポイントのひとつとして、行政と市民とが目的を共有した上で、互いに協働しながら施策を進めていこうとする構想、すなわち「市民協働」があります。このことを考慮し、行政がしっかりと市民と同じ地平に立ち、まさに市民と「共に」施策を実行していこうとする姿勢がちゃんと伝わる表現になっているかどうか。裏返せば、各施策の説明文が、あたかも市役所が一方的に行政サービスを施すばかりで、市民を単なる受け身の存在に引き下げてしまうような行政目線(という名の「上から目線」)の文言になっていないか、という点にも細やかに注意を配りました。そしてもちろん、③各施策の内実が、市民ひとりひとりに対して生きがいや安らぎを与え、かつ、小城市全体にも豊かさをもたらすものであるかどうかという点は、審議を進める上で、もっとも強く留意していた観点です。このような問題意識から、審議会でも、市民生活の安心・安全や福祉・教育にかかわるテーマをめぐる議論はおのずと白熱し、それらに関連する諸施策についてはとりわけ重点的に討議を行いました。

なお、今次の総合計画では、行政評価の考え方を踏まえ、各施策における「対象」「意図」「成果指標」の関連性を常に念頭に置きながら検討を進めたことも特筆されます。各施策が働きかける「対象」が、本計画の実施期間中にどのような状態になることを「意図」し、それがどのくらい達成されたのかという進捗度を適確な「成果指標」によって測定するとともに、仮に「意図」の実現に遅滞が見られれば、そこから原因や課題を解析する、という考え方です(計画—実行—点検—改善を反復継続する、いわゆる「PDCAサイクル」と重なり合うものといえます)。今後の行政運営に当たっては、各分野・各部署において政策・施策・事業を策定し実行される際に、この総合計画が起点・基点となって常に参照され、この総合計画に折々に立ち返りながら成果が検証されていくことが期待されます。

(2) 各政策分野における審議の要点

以下では、基本計画(施策)を検討するなかで、本審議会が特に重視した論点を中心に、各政策分野ごとにまとめます。

1. 住環境——住みたい！と思う笑顔が集まるキレイなまち

- | |
|---------------------------|
| 1-1 計画的な土地利用の推進と効率的な都市づくり |
| 1-2 居住環境の充実 |
| 1-3 水道水の安全・安定供給 |
| 1-4 下水処理の充実 |
| 1-5 循環型社会の形成 |

政策(1)住環境に関しては「1-3:水道水の安全・安定供給」をめぐって特に活発な議論が交わされました。あらためて述べるまでもなく、水は、私たちの生活にとって欠くことのできない基本的物資であり、水質が良好であることは当然として、それが適切な価格で供給されることも、市民にとって重大な関心事です。本施策の「基本事業②適切な水道事業運営・安定した経営」では、水道事業を安定的に経営するためには、市民からの水道料金の徴収が確実に行なわれることの必要性が指摘されています。本審議会としても、

その主旨には基本的に賛同しつつも、当初案において「未納者への給水停止をふくめた対策」とされていた箇所については、給水停止が即座に生活を難しくする強硬措置であり、あくまでも真にやむをえない場合の最終手段であることを考慮し、総合計画の文面に「給水停止」を明記することは避けるよう求めました。その結果、個別訪問等によって納付勧奨を行う旨の表記となりました。また、同事業に関連して、小城市内の給水体制を見ると、地区によって「小城市水道」と「西佐賀水道企業団」からそれぞれ送水されていますが、両エリアの水道料金に格差があることも問題視されました。それぞれ別々の事業体から給水されている以上、料金に差異があることは致し方ない部分もありますが、同じ市内でありながら、居住地区によって水道料金が違うことは、市民のあいだに不公平感を生まないとも限りません。水道事業運営の適切性・安定性にも関わりのある問題提起であると思われます。

2. 交通——安全にみんなが行き交うまち

2-1 道路の保全と交通網の充実

2-2 交通安全対策の充実

県央部に位置する小城市は県内交通の要衝であり、また、総合計画策定に先立って実施された「市民アンケート調査」を見ても「日常生活で暮らしにくいと感じるところ」に「道路事情や交通の便が悪い」という項目が高位で挙がり、相当数の市民が「これからのまちづくりで力を入れるべきこと」として「道路網の整備」と回答しています。これらを考えれば、今後も自動車用道路の整備が計画的に進められていくことが期待されます。しかし同時に、審議会においては、歩行者—わけでも高齢者・子ども・障がい者といった「交通弱者」—の視点に立った道路整備や安全対策を要望する意見が数多く出されました。具体的には、警察などとも連携しながら、予算や敷地面積などが許すかぎり、歩行者専用道路や自転車専用道路を整備して、より安全な交通環境を創出すること。高齢者や子どもを対象とした交通安全教室や啓発活動のさらなる充実化を進めること。携帯電話やスマートフォンを操作しながら自動車を運転しているなど、悪質な違反行為が散見されることを念頭に、ドライバーに対して交通ルール・マナーの習熟を徹底させること。今後の高齢化の進展をも見越して、クルマを使えない／使わない人たちの移動を容易にするため、公共交通機関の利便性向上を図ること、などが要望されました。重要な指摘として配慮を求めます。

3. 自然・歴史・文化——歴史、文化と歩んでいく自然豊かなまち

3-1 自然環境の保全

3-2 歴史の継承、文化・芸術の振興

本市は、天山や有明海、桜やホテルなどに象徴される豊かな自然環境に恵まれています。また、各所に各時代の歴史的遺産が残されており、文化の香りがただようその雰囲気から「九州の小京都」とも評されています。前記の「市民アンケート調査」でも、将来に継受すべき小城市の特色として「自然」「歴史」「文化」を挙げる市民の割合が多いこと、特に中学生アンケートにこの傾向の顕著であることが認められます（将来都市像キーワード）。「3-1：自然環境の保全」については今後「環境基本計画」の策定などを通じて、さらに対策の実質化が予定されていること。また、「3-2：歴史の継承、文化・芸術の振興」については、例えば、地域の伝統芸能を受け継いでいくために、伝統芸能で用いられる道具類の修復等を補助したり、次世代への承継のため各学校で子どもたちに紹介したりするという具体案について確認いたしました。なお、企業誘致（産業振興）等のため山林伐採等を行なって土地や道路を整備することは、自然環境の保全と対立

する場合もあります。担当部署が互いに連携・調整することを通じて、整合性をもった総合計画の実施が行われるよう希望します。

4. 健康・スポーツ——みんなが健やかでいきがいを感じるまち

4-1 健康づくりと生涯スポーツの充実

4-2 保健・医療の充実

4-3 生涯学習の充実

まず「4-1:健康づくりと生涯スポーツの充実」の②健康づくりの推進では、当初案では、食生活の改善(食育)を通じた身体的健康のみの記載に留まっていたことから、心身ともに健康であることが望ましいとの審議会の意見を容れて、「心の健康」への配慮も併記されました。また「4-2:保健・医療の充実」では、すでに疾病を患っている人たちに対する支援は引き続き行われることを前提としつつ、今後9年間においては、現時点で健康に暮らせている人たちが、その健康な状態をこれからも維持・継続できるように、健康診断を受けて早期発見・早期治療に努めたり、生活習慣病に罹ったりそれを悪化させることの無いように健康の意識づくりに取り組んだりすること、つまり、健康保持・発症予防に特に比重を置きながら施策を推進するという方向性を確認いたしました。さらに「4-3:生涯学習の充実」では、本市で暮らしながら「いつでも、どこでも」生涯学習の機会を得られるような環境づくりが目指されている点に大いに賛同しつつ、審議会では、市民のあいだでは生涯学習の拠点として、やはり「公民館」を想起する向きが多いことに鑑み、生涯学習が行われる施設の候補に「公民館」を明記して、市民が具体的イメージをもって本施策を読むことができるようにしました。加えて、生涯学習については、これを地元のさまざまな問題(地域課題)を市民と行政が一緒に考えていくという、市民協働の場としても活用していく視点が盛り込まれていることが注目されます。なお、健康づくりとスポーツのために利活用を促す「地域資源」という言葉や、日常的／専門的な医療(施設)を意味する「一次医療／二次医療」といった言葉は、市民になじみが薄いことを考慮し、欄外に用語説明を付するよう求めました。

5. 高齢者・福祉——みんながささえあうやさしいまち

5-1 地域福祉の充実

5-2 高齢者福祉・介護の充実

5-3 障がい者福祉の充実

5-4 じんけん尊重社会の確立

5-5 男女共同参画の推進

10の政策のなかでも、この「5. 高齢者・福祉」は、とりわけ多くの時間を費やして意見を交わした分野です。

第1に「5-1:地域福祉の充実」は、何らかの生活上の「困りごと」をかかえる市民に対して、相談や見守りの体制を充実させ、生活保護や健康保険などの福祉制度による支援を推進していくことを掲げる施策です。本市における生活保護制度の運用状況として、保護費受給者は増加傾向にあり、高齢化とともに、母子家庭や病気など、複数の要因がからんで受給にいたるケースが多く見られる現状についても担当部署から説明がなされました。本施策の「基本事業①情報提供と相談支援体制の充実」については、なるべく

生活保護等に至らない前段階において、なにがしかの「生きづらさ」や生活に対する不安感を持つ人に対して、行政がある種の「よろず相談所」として対応する用意があり、さらには、何らかの事情で市役所等の相談窓口を訪れることが難しい人たちに対しても、より踏み込んで福祉サービスや制度の周知を進めていくという姿勢が示されています。しかも、そこで想定されている生活困窮としては、貧困や就労など、従来から行政が対策に取り組んでいる「典型的な」ものから、日々の買い物の困難(買い物弱者)や災害等による一時的な支障といった、一見すると「ささいな」もの—それゆえに、なかなか市民としては行政に相談できるなどとは思っても寄らず、当事者が自分ひとりで抱え込んでしまいがちであり、往々にして本人にとっては深刻な生活上の困難になっている悩み—までが幅広く包含されています。市役所から「生活する上で何か困っていることや悩んでいることがあれば、ひとまず相談にいらしてください」というメッセージが発せられていることは、市民にとって、この上なく頼もしく、心強くて、大きな安心感を得られることです。審議会としても、大いなる期待感とともに、本施策の着実な実行を求めます。

第2に「5-2:高齢者福祉・介護の充実」では、これから特に力を入れる事柄として、要介護状態に至らないように早期に対策を打っていく「介護予防」と、要介護の高齢者が(遠方の施設に入所するような事態を避けて)住み慣れた自宅や地域において介護サービスを受けながら安心して暮らせる「地域介護」が挙げられています。これらの基本方針を了解したうえで、審議会では、いくつかの意見や要望も示されました。ひとつは、介護制度がかなり複雑で、市民(高齢者)には分かりにくいと、高齢者向けの出前講座等を行って、制度についての周知や解説の機会を設けてほしいこと。また、国や自治体など制度運用者と、実際にサービスが提供される介護の現場のあいだには、一定の齟齬(格差や摩擦)があるように見受けられるので、介護現場の実状やニーズが反映されるように、高齢者やその家族(さらには介護従事者)に対する細やかなアンケートなど意見聴取の試みを進めてほしいということです。加えて、住み慣れた家庭・地元で暮らし続けながら介護サービスを受けられるという「地域介護」の理念には共鳴しながらも、自宅介護の場合には同居する家族に介護負担がしわ寄せされがちなことも懸念事項として指摘されました。この点に関しては、担当部署より、昼間に施設へ通って介護を受けるデイサービスの推進など、家族の負担軽減化(そうした地域での介護サービス提供によって、高齢者の家族もしばし介護から解放され、ほかの仕事や家事を済ませたり、自分の時間を過ごしたりできる)をも視野に入れた施策展開を予定している旨の回答がありました。ぜひとも大事にしていきたい視点です。

第3に「5-3:障がい者福祉の充実」では、障がい者への就労支援や地域活動支援、在宅障がい者への生活支援といったメニューが示されていますが、本審議会の考え方は、本施策の「意図」の欄に集約的に示されています。当初案の「意図」欄には、施策の「対象」である「障がい者」が「社会参加できる」とのみ記されていましたが、審議会の強い要望を受けて、ここに「ともに」という語を加え「ともに社会参加できる」と書き改められました。障がい者に対する施策だからといって、障がい者のみを単独で対象とするのでは不十分であり、障がいを持つ人たちを自分たちと「ともに」暮らし働く仲間として受け入れる周囲の人たちの存在が不可欠であることを摘示するための言葉です。審議のなかでは「原案の『社会参加できる』だけのままであると、障がい者本人がみずからの自助努力で一步踏み出さなければならないようなニュアンスを感じる。障がい当事者よりも、むしろ、周りが変わることで、すなわち、社会参加しようとする障がい者を地域の人たちが受け入れていくように環境整備を進めることこそが、極めて重要である」という重要な意見も提起されました。また、本施策の「基本事業③障がい者の地域活動支援」の当初案において「障がい者に配慮した視点でまちづくりを進めます」と記述されていたところ、この「配慮」という言葉にも、あたかも障がい者を格下に見ているかのような「上から目線」の語感があるのではないかという指摘が審議委員から出され、最終案では「障がい者に寄り添ったまちづくり」と修正されています。このところ障害者福祉の世界では「インクルージョン」(包括・包摂)という思想が重要視されています。障がいのある人もない人も、そのほかさまざ

まな特性や属性をもつ人たちを、まさしく「ともに」生活していく地域や社会の構成員(仲間)として包み込み、互いに支え合っている、という考え方です。審議の過程で行われた文言の修正は、単なる言葉の置き換えといった瑣末事では無く、まさにこうしたインクルージョンの精神を表現しようとするものであったと考えます。ここには同時に、施策を実現させるため、行政と相携えつつ、市民もまた主体的に関与・協力していく「市民協働」の考え方も含まれているといえましょう。

第4に「5-4:じんけん尊重社会の確立」に関しては、欄外の用語解説が述べるように「小城市では、人権をわかりやすく、身近に感じてもらえるようにひらがな表記にして」いる点が、大きな特色です。これを受けて本施策の「基本事業①じんけん教育・啓発の推進」では「すべての人が、同和問題をはじめとする人権問題について自分自身の課題として関心を持ち、理解を深めるような教育・啓発」を行っていくことが述べられています。実に、ひらがなで書かれた「じんけん」は、とかく人権教育や差別問題にありがちな、眉間にしわを寄せて肩肘を張ったような堅苦しさが無いと同時に、読む者の意識を捕らえて、とても眼を惹くものであり、非常にユニークで意欲的な試みです。人びとが、人権や差別について学び知ろうとするときの敷居の高さをなるべく払拭し、各人がほかならぬ自分自身の問題として一決して他人事では無く、現に自分の住まう地域で起こっている社会病理として、あるいは、もしかしたら知らず識らずのうちに自分自身もまた差別に加担しているかもしれない問題として、あるいは、いつか状況が変われば今度は一転して自分こそが差別されるかもしれない問題として一思考や自省を促すような「じんけん教育・啓発」が工夫されていくことを強く期待します。

第5に「5-5:男女共同参画の推進」については、男女共同参画や男女平等意識の進捗度・浸透度を測定する成果指標として、市民意識調査における「性別によって役割を固定する考え方(夫は外で働き、妻は家を守るべき)に反対する市民の割合」の項目が用いられていることについて、ひとしきり議論が交わされました。この質問は、性別役割分業意識(「夫が外で働いて家計を支え、妻が家事・育児・介護を担うべきだ」という考え方に、今なお人びとがどれくらい縛られているか?)を探るための指標として、内閣府の世論調査でも定期的に問われており、全国平均との比較や、経年変化の観察が行いやすいものです(内閣府実施の「男女共同参画社会に関する世論調査」昭和54-平成24年/「女性の活躍推進に関する世論調査」平成26年)。とはいえ、今となつては「古色蒼然」とした印象を与える質問項目であることも否めない事実で、21世紀もずいぶん過ぎた現在になってもまだ尋ねなければならない質問なのかという声も、一部の審議委員から上がりました。しかしながら、この質問項目が今でも依然として指標としての有効性を失っていないことは一このこと自体が問題ではありますが一内閣府調査で、平成21年まで30年間、一貫して減少していた性別役割分業(「夫は外、妻は家」)への賛成派が、平成24年に一転して大幅な上昇に転じ、平成26年にはふたたび減少して反対派が上回ったものの、反対派の比率は、平成16年レベルまで後退していることから裏づけられます(内閣府調査では、平成16年→19年→21年→24年→26年の順に、賛成派:45.2→44.8→41.3→51.6→44.6%、反対派:48.9→52.1→55.1→45.1→49.4%、と推移しています)。審議会では、このような性別役割肯定派の反転増加といういわゆる「保守化」傾向に注意を差し向けつつ、性別役割に対する意識(賛否の理由)には世代ごとに違いがあるとも考えられることから、単に意識調査を継続実施するだけに留まらず、年代や性別ごとの回答者の意識についても分析を怠るべきではない、という重要な指摘が行われました。ある家族社会学者は、昨今の若い女性において「専業主婦志向」が強まっている背景には若者の劣悪な労働環境の存在があり、残業や休日出勤を断りにくい状況では、結婚し子どもが生まれたら働き続けるのは無理だと思ったり、低収入の非正規雇用では仕事のやりがいもなく、仕事をせずに済むなら専業主婦のほうが良いと考えてしまう女性も増えるだろうと指摘します(山田昌弘「くらしの明日/私の社会保障論:専業主婦志向復活の背景」毎日新聞平成24年12月28日)。市民意識調査を成果指標として用いるに当たっても、ただ表面的な数値の増減を追跡するだけでなく、その回答結果

の背景要因まで掘り下げて調査分析する作業も併せて必要だといえます。

6. 子育て・教育——子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち

6-1 子育て支援の充実

6-2 学校教育、幼児教育・保育の充実

6-3 青少年の健全育成

この「6. 子育て・教育」の分野でも、前記の「市民目線」から、提案された各施策について入念な検討を加えました。審議会の考え方がもっとも明確に示されているのは「6-3: 青少年の健全育成」の「対象」欄だろうと思われます。本施策が働きかける相手方である「対象」には当初、「子ども(小学生～18歳)」と記されていました。施策名が示すように、「対象」に子ども(青少年)が含まれていることは確かですが、しかし、具体的な基本事業の内容を見てみると、子ども達(青少年)の健全育成のために、市民各々が意識づくり・環境づくりに努めるべきこと、また、子ども達のさまざまな活動を地域において促進していくことが述べられています。施策の重心は明らかに、子ども達が健やかに成長できる地域環境を準備すべき大人(市民)の側に置かれています。そこで、本審議会としては、むしろ「市民」を前面に出して、地域の大人たちが子どもたちの健全育成に関わる責務を共有していることを明確化するように提案し、最終案の「対象」欄には「市民(子ども含む)」と表記することにいたしました。青少年の健全育成という共通の目的のもと、行政とともに市民(大人)にも協力・協調が求められている点で、ここにも市民協働の考え方を見て取ることができます。

そのほか、「6-1: 子育て支援の充実」の「基本事業②子どもの安全な環境づくりの推進」については、子どもの「居場所」づくりが謳われていますが、本計画を読んだ市民が具体的にイメージしやすいように「放課後児童クラブや児童センター」を例示しています。また、「6-2: 学校教育、幼児教育・保育の充実」の「基本事業④相談・支援体制の充実」「同⑤幼児教育・保育の推進」の原案において「落ち着いた日常生活」「落ち着いた園生活」というかたちで用いられていた「落ち着いた」という文言についても、多少こだわって協議を行いました。話し合いのなかで審議委員より、この「落ち着いた」という言葉から対義語として「荒れ」を想起させるという意見が出されたからです。この「荒れ」は、子どもたちの生活空間や学習空間が、モラルやマナーを欠いて混乱し、まさに落ち着きがない状態であることを指します。ここから反対に「落ち着いた」とは、「荒れ」が無い状態というイメージを喚起させる可能性があり、さらに、この「荒れ」が無い状態には、子どもたちを時として強圧的に統制して「落ち着かせる」という管理主義(管理教育)的な印象がいくぶんか付きまとう部分があります。そこで、審議委員の提案にもとづき、最終案ではそれぞれ「充実した日常生活」「安全でのびのびした園生活」と書き改めました。加えて、同施策の「成果指標」の原案にあった「自分の感情をコントロールできる割合」という指標の名称(ネーミング)についても修正を施しました。この名称は、文部科学省が実施する『全国学力調査』の中から選ばれた「他人を思いやる心」や「いじめを憎む心」など複数の調査項目を総括するために付されていたものです。原案の「自分の感情をコントロールできる」という表現では、子どもたちの自由で伸びやかな感情の発露を押さえつける印象を与えかねないという意見が出され、再検討の結果「豊かな心を持つ割合」に変更されました。いずれの箇所についても、担当部署の当初案に心配されるような意図が含まれていなかったことはもちろん重々承知のうえです。しかし審議会としては、子どもの教育や将来にかかわる事柄については、なるべく誤解や曲解などを招かないよう、特に細心の注意を払うべきであると考えて修正を要請したものです。

7. 産業・雇用——地域の資源を活かし、企業も市民も元気なまち

7-1 農林業の振興

7-2 水産業の振興

7-3 商工業の振興

この「7. 産業・雇用」の分野については、審議会でも、ほぼ原案のとおり承認されました。このうち「7-3: 商工業の振興」の「基本事業④商店街の活性化」については、当初案の説明文では、空き店舗の情報収集と、空き店舗を利用した起業希望者への情報提供に留まっていた。この点について、審議委員より、商店経営者や起業希望者からの意見聴取などを通じて「現場」である地元商店街の実状把握に努めるとともに、単に空き店舗についての情報を仲介するだけでなく、商店街全体が活力を取りもどすための方策も考え、必要な支援を行ってほしいとの声が上がリ、説明文中にも「商店街等の活性化を図ります」との一文が加筆されました。空き店舗のみを単体的に捉えて有効活用を考えるだけでなく、そうした空き店舗をふくめたエリア(地区)全体が盛り上がるような対策を模索することも大切であろうと思われます。

8. 地域活性化——幅広い交流を深めにぎわいのあるまち

8-1 多様な文化の理解と地域間交流の推進

8-2 協働によるまちづくりの推進

前者「8-1: 多様な文化の理解と地域間交流の推進」の「基本事業①国際交流推進のための環境づくり」では「子どもの国際交流活動」や「市民主体の国際交流活動」の推進が掲げられています。具体的には、保育園や幼稚園における(たとえば県内の大学に留学している外国人などとの)交流活動や、英語教育においてネイティブの外国人教師と触れ合うこと、さらには中国など近隣国との交流事業も予定されている、との説明がありました。審議委員からは、自らが外国人留学生と交流することを通じて、日本で長く暮らしているうち知らぬ間に身につけてしまっている固定観念を自覚・内省させられたという実体験をも踏まえつつ、異文化理解の重要性を強調する意見も出されました。また、小城市内にも、さまざまな仕方ですでに国際交流に実績をもつ人材が多数おられます。そうした人たちと適宜に連携を図りながら国際交流(異文化理解)の機会をさらに充実させていく方策についても、今後ぜひ検討してほしい、という提言も示されました。

また、後者「8-2: 協働によるまちづくりの推進」のうち「基本事業③地域の自治機能向上の推進」では、地域活動に自主的に参加しようという住民のコミュニティ意識を高めるため、居住地区や住民自治にかかわる情報を地元住民(市民)に広く提供しながら、おおむね小学校区の単位ごとに「地域課題の解決に向けた新たな仕組み」を創出するという構想が示されています。これは、地域内における住民同士の主体的な交流機会と課題解決の場を、新たな方法で(再)構築しようとする意欲的・先進的な試みとして、非常に注目されるものです。戦後の日本でも、高度経済成長とそれにもなう都市化・個人化の進展によって、地域における人びとの交流(ありていに言えば「ご近所づきあい」)が薄れたり断たれたりし、コミュニティの紐帯が衰弱してしまったと指摘されて、すでに久しいところです。こうした現状を考えれば、行政側が情報提供など適時適切にサポートしながら、住民たちが小学校の体育館などへ三々五々と集まり、まさに大小の「わが町」、「おらが村」の課題について、若いも若きも女性も男性も率直かつ闊達に意見を交わし合う。さらには、そこでの議論を住民たちが持ち帰り、みずからの特性や得意分野を活かしながら、各自がそれぞれの持ち場で課題解決に取り組んでいく……。本事業が計画する「新たな仕組みづくり」を通じて、地域課題解決のために住民たちが自主参加し相互協力するという動きが少しずつでも広がってゆくならば、そ

れはまさに本市独自の市民協働の枠組み(小城市モデル!)を樹立することにつながるといっても、決して過言では無いと思われます。大いなる期待感とともに今後の取組みを見守りたいと考えています。

9. 観光・広報——市民みんなが観光ガイド！ひとがひとを呼ぶまち

9-1 情報発信の充実

9-2 観光の振興

本分野は「観光・広報」ですが、まず「9-1:情報発信の充実」は、市が保有する情報の情報公開・情報提供・情報発信にかかわる施策です。その「基本事業①広報媒体を使った情報提供の充実」では「高齢者、若者を意識」しながら情報発信することが述べられています。この点については、若者の多くが、ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などインターネット経由で情報を取得する傾向がある一方、高齢者の場合には、市報など紙媒体を通じた情報取得が多いという現状を考慮しながら、広報媒体の選択・工夫を行う計画であることが説明されました。より効果的に情報を送り届けるために、あるいは、情報過疎におちいつたり必要な情報が得られない人を生まないために、とても大事な配慮であると思われます。

つづいて「9-2:観光の振興」については、政策目標の「市民みんなが観光ガイド！」を実現するべく、行政はサポート役を担いながら、観光ボランティアの養成など、市民主体・市民協働を中心に据えて、小城市の観光事業を盛り上げていくというプランが説明されました。審議会からは、インバウンド(訪日外国人観光客)の増加を目指す国の「観光立国」政策なども意識して、県や他市町との広域連携の視点も持つておくべきだという意見が出され、基本事業にその旨の記述が付加されました。

10. 安全・安心——ひとりひとりの力を合わせて防犯・防災、安心して暮らせるまち

10-1 防災・減災体制の充実

10-2 防犯体制の充実

わけでも「10-1:防災・減災体制の充実」については、平成23年3月11日の東日本大震災の記憶もまだ新しく、あまつさえ、この「基本計画」の審議に取りかかった本年(平成28年)4月半ばに震度7を立てつづけに記録する「熊本地震」に見舞われたことから、審議委員自身も「決して他人事ではない」という実感を携えながら議論に臨みました。同施策の「基本事業①自主防災組織の充実」に関しては、各地区に自主防災組織が存在しているが、その対応能力や準備態勢(たとえば非常食の備蓄量など)には各組織の資金力などによって格差があるという指摘がなされ、こうした現状を踏まえて各地区の自主防災組織に対する支援も今後は検討されたい、との要望もありました。「同②防災意識の啓発推進」では「防災教育・訓練の充実を図る」とされていますが、ぜひ出前講座などの機会を、防災・減災を目指す上での地域の諸課題について、行政と住民が互いに意見交換・情報共有するための場としても活用してほしい、という意見が出されました。これについては先述の「8-2:協働によるまちづくりの推進」のなかで、防災・減災(災害対策)についても地域課題の一つとして取り上げ、行政と市民が一緒に議論し、そのなかで行政として可能な支援を考えるという方向性が示されました。さらに「同③危機管理体制の充実」をめぐるのは、「自主避難所」の設置数について要望が示されました。小城市では、災害時に「避難勧告」が発令された場合には、市内各所に数十ヶ所の避難所が開設されます。ですが、避難勧告が出されていない段階で、住民が自主的に避難

するための「自主避難所」については、市内 4 ヶ所のみの開設となります。そのため、住民の居住地によっては、自主避難所までの距離が遠くなってしまう。なんとかもう少し自主避難所を増やせないか、という意見です。これに対して担当部署からは、自主避難所の増設は、避難所の開設・運営に従事する職員数との兼ね合いなどから困難であるため、当座の代替策として、もし遠方の(自主)避難所に向かうことが難しければ、自宅や近所の 2 階など高所へ移動して安全確保をめざす「垂直避難」などの対策の周知を進めたいとの回答がありました。今般の熊本地震の被災状況を見ても、災害への対処においては、まさに「地域力」が問われます。個々の市民が防災グッズを準備したり避難所を確認したりするなど「自助」に取組み、行政(市役所)が平時から危険箇所の把握・補修や災害時シミュレーションなど危機管理などを進める「公助」の重要性は言うまでもありません。しかし同時に、いざというときに住民同士が相互扶助(助け合い)を行う「共助」の雰囲気の日頃から醸成しておくことが必要不可欠だと思われます。この点でも、平生より防災教育・啓発や、災害対策を含めた地域課題を協議する地域コミュニティの形成が、これから着実に進められるように強く希望いたします。

(3) おわりに——「まちづくり市民会議」の意義

以上ここまで、委員各自が「市民目線」を大事にしながら進めてきた本審議会の主な議論経過について紹介するとともに、今次の総合計画の意義について考えて参りました。今回の総合計画の意義は数多くありますが、この答申では、本計画が描きだす今後 9 年間の小城市において重要な位置づけを与えられている「市民協働」の構想に、特に焦点を合わせながら検討しました。

ところで、今次の総合計画と「市民目線／市民協働」との関わりについて考える場合に、もうひとつ、決して忘れてならないのは「まちづくり市民会議」の存在です。今回の総合計画策定プロセスの大きな特徴・特長は、年齢も立場も性別もさまざまな一般の小城市民が集まり、そこに(主に若手の)市職員も加わるかたちで、これからの小城市のあり方を語り合う「まちづくり市民会議」が幾度も開催され、この「市民会議」の議論を土台にして計画案が作成されるという積上げ・底上げ方式(ボトムアップ型)が採用されたことです。

総合計画の「基本構想」(将来像と政策キャッチフレーズ)策定時に引きつづき、「基本計画」の作成に当たっても、昨年(平成 27 年)8 月から 11 月まで毎月 1 回のペースで、計 4 回にわたり「市民会議」が開催されました。そのうちの 2 回では、上述の各政策ごとに「課題」「解決策」「事業のたね(アイデア)」を意見として出し合うためにグループ討議が行われ、審議会に示された計画案のなかでも、その討議の成果が、随所で参照・活用されています。

最終回(昨年 11 月 11 日)の「市民会議」では、これまでの会議での話し合いを通じて考えたことや感じたことが自由に述べられたようで、その様子が『まちづくり市民会議ニュース vol.8』(まちづくり市民会議事務局、平成 27 年 11 月 20 日発行)にまとめられています。

この『ニュース』を読むと、「市民会議」に参加した市民と市職員の双方に、実に多くの「気づき」が生まれたことがはっきりと見て取られます。掲載されている感想や意見を目に留まったままピックアップしてみれば、市民のコメントと思われるものとして「ここに来なかったら話もしないような方とたくさんお話ができて、色々な話を聞いてとても楽しかった。ママの世界はとても狭かったんだなあ」「若い職員の方と話し合ったことは大変興味深かったです。……これからの困難な時代を乗り越えるためにとても期待したい」「市民の一人として自分たちの過ごしやすいまちづくりに参加できたらいいなと思いました。気づいた人が動く！」など。他方、市職員のコメントと思われるものとして「市民の方の意見を直接聞けて良かった」「市民と直接意見を交わ

すことで新しい発想が生まれる場だった。小城市を大切にする市民の声が聞けた」「意見のある人は小城市の財産！その方たちの助言を活かす」などが見られます。

それらを総括した「自分たちができること」という欄には、市民の側から「気づいたことを伝えていく」「『お願い』する市民ではなく、『やらせてください』市民になりたい」「自分の地域に今何が必要なのかを見て、考え、行動できたらいいな」といった言葉が挙げられ、市職員の側から「市民との対話を大事に」「まず聞くことから始めたい」「現場で顔を合わせて対応したい」といった言葉が記されています。これらを集約する言葉を、やはり同欄から拾ってみるならば「同じ目線で」「みんなで考える」ということになるでしょう。

多くの市民にとって、市役所とはどこかしら縁遠くて敷居の高い場所であり、市職員と話をするような機会もめったに無いため、市役所の中で働いている人たちが、ふだんどのような想いで仕事をしているのか、なかなか見えてこないものです。他面で、もしかしたら市職員のみなさんも、日々の自分たちの働きが、その名宛人である市民においてどのように役立ち、どのように受け止められているのか。自分たち(市職員)が市民からどんなふうに見られているのかといったことは、あまり分からないものかもしれません。

その点で、今次の総合計画のために行われた「まちづくり市民会議」は、市民と行政(市職員)のあいだで互いの認識をすり合わせることに大いに役立ったといえます。のみならず、「市民会議」のさらに重要な功績は、そのように意見や認識を交換し、対話(コミュニケーション)の機会をもったこと、それ自体が、市民においては「自分たちでできることは自分たちでやろう」という、まさしく「市民協働」の意識をおのずと醸成し、かつ、市職員にあっては「市民と『同じ目線で』考えながら施策や事業を策定・実行していくべきだ」という行政の原点を再確認する契機になったと考えられることです。

そうであるとするならば、市民と行政(市職員)のあいだで対話し、互いの声を聴き合おうとする「まちづくり市民会議」のような試みは、総合計画の策定を済ませたからといって終わらせてしまうにはあまりにも惜しいものであり、むしろ今後においてこそ継続・拡充されるべきものであると思われます。まさに、不断に市民と対話する場を持ちつづけることが、今次の総合計画―その「誇郷幸輝」という将来像―の着実かつ円滑な実施・実現に資するとともに、本計画の基軸のひとつを成している「市民協働」の考え方にもすぐれて合致するものであると信じます。

(以上)